

奈良県太陽光発電設備等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業  
-公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準-

1. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

奈良県太陽光発電設備等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、以下の事項に基づき企画提案書を作成するものとする。

- ① J-クレジットの認証及び販売に係る標準的なスケジュールを提示すること。
- ② 仮に太陽光発電設備等の導入に伴う補助金の額を会計年度あたり 2 億円（対象設備：太陽光発電設備、補助率：2／3）とした場合、CO<sub>2</sub> 排出量の削減量をクレジット化した際のクレジットの想定数量及びその販売収益を試算し提示すること。また、併せて、クレジットの想定販売価格、想定販売相手先及び販売方法を提示すること。なお、電気事業者別排出係数は、「関西電力（株）0.000419（t-CO<sub>2</sub>/kWh）」を用いるものとする。
- ③ クレジットの販売収益の還元割合及び還元方法を提示すること。
- ④ 本県は、「奈良県脱炭素戦略（令和7年3月策定）」において、地域の脱炭素化に資する情報を広く発信することとしていることから、これに資する提案があれば積極的に行うこと。
- ⑤ その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に行うこと。

2. 審査

審査は、参加申請書等により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、事業者概要調書及び企画提案書の内容について、奈良県太陽光発電設備等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により書類審査を行う。

2-1. 最優秀提案者の選定方法

審査委員は、別表「奈良県太陽光発電設備等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業審査基準」に基づき審査する。各審査委員の評価点の合計（以下「総得点」という。）が最も高い者を最優秀提案者として選定し、連携協定締結候補者とする。審査対象者が 1 者の場合は、総得点が 6 割以上で、かつ、連携協定締結の相手方として適当であると委員会で承認されたものについては、当該提案者を連携協定締結候補者として選定することとする。

2-2. 総得点の最も高い者が 2 者以上あるとき（同点のとき）の対応

審査の結果、総得点の最も高い者が 2 者以上あるときは、審査委員の多数決により最優秀提案者を決定する。

## 2 – 3. 審査基準

審査基準は別表のとおりとする。

別表 奈良県太陽光発電設備等の導入に伴うJ－クレジット創出連携事業審査基準

審査項目		具体例	審査点 (満点)
(1) 企画提案力 (50点)	①販売収益の還元割合	・クレジットの販売収益の還元割合、還元方法及び還元時期は県に有利なものになっているか。	20
	②事業スケジュール	・県との連携やJ－クレジットの登録、認証、販売、収益還元までのスケジュールを設定しているか。 ・認証期間延長に関する提案はあるか。	20
	③情報発信力	・県民、市町村、企業等に対する啓発に資する有益な情報発信に関する提案はあるか。 ・県と連携するにあたり、具体的かつ優れた提案はあるか。	10
(2) 業務遂行力 (50点)	④事業実施体制	・本業務の目的と趣旨を十分に理解し、事業実施体制を整えているか。 ・責任者や役割分担等（県の事務負担含む）が明示されているか。	20
	⑤クレジット販売方法	・クレジットの想定販売価格の妥当性はあるか。 ・クレジットの販売方法や販売相手先に具体性及び実現性はあるか。	20
	⑥業務実績	・他地方公共団体と連携した類似の事業実績はあるか。	10
合計			100

○ 審査点は100点満点とし、各審査項目の採点と係数の積を合算して求める。

○ ①～⑤の各審査項目について、十分（10点）、ある程度十分（8点）、普通（5点）、必要最小限（2点）、不十分（0点）とする。

○ ⑥業務実績について、実績1件につき2点ずつ加点。上限は10点とする。